

建物建設事業に係る第6期寄付金募集

令和5年6月吉日

第6期寄付金募集 目論見書

東京都新宿区若宮町26番地
公益財団法人小堀遠州顕彰会
理事長 小堀 正晴
常務理事 長谷川 裕一

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当財団の目的及び事業にご協力を頂きまして心より感謝申し上げます。

さて、当財団は、平成30年に、当財団の所有に係る茶室及び庭園（成趣庵）の周辺環境維持のため、複数の方の寄付のご寄付により新宿区若宮町26番地の土地の一部を取得致しました。

その後、取得した土地における（仮称）小堀遠州顕彰会館建設のため、広く一般に寄付金の募集をさせて頂き、平成31年（令和元年）の第1期より第5期まで、**建物建設費用としてこれまでに約8,000万円のご寄付を頂きました。（目標達成率約53%）**。

しかしながら、建物建設に係る当初の目標金額1億5000万円に及ばず、また、折からの資材高騰などの影響による建設費上昇のため、全体の目標金額を1億8000万円とし、下記の要領にて、皆様からのご寄付を改めて伏してお願いする次第であります。当財団の更なる振興・発展のため、本件寄付につきまして、何卒ご協力頂きたく改めてお願い申し上げます。

敬具

記

寄付の名称：（仮称）小堀遠州顕彰会館建設事業（第6期寄付金募集）

募集の目的：（仮称）小堀遠州顕彰会館建設事業に係る資金に資するため

募集期間：令和5（2023）年6月～令和6（2024）年3月末日

寄付金の使途：1.（仮称）小堀遠州顕彰会館建設費用

2. 会館建設に必要な設備及び構築物の購入及び設置費用

3. 会館完成後に行う茶道指導及び茶会などの事業運営費用

4. その他事業を進めるにあたり必要となる事務費用

（建築前に必要な人件費や水道光熱費、公租公課等を含む）

※4については募集総額の30%以下とする（「寄付金等取扱規定」第6条第3項）

第6期目標金額：1億円

寄付金額：個人 一口 10,000円（一口以上）

法人・団体 一口 100,000円（一口以上）

申込方法：①「寄付申込書」の「特定寄付」の箇所に☑の上、必要事項を記入し、FAX又は郵送にて事務局宛てに送付してください。

②申込書記載の振込先に寄付金をお振込みください。

税制上の優遇措置：当財団は、税制上の「特定公益増進法人」に該当する公益財団法人ですので、法人の場合、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入される等の優遇措置が受けられます。詳細は国税庁ホームページ等をご参照ください。

以上